特集 まちづくりの現場から

このコーナーは、上毛町第1次総合計画に掲げられた目標を実現するために、町が取り組んでいる事業のプロセスや課題などを毎月シリーズで紹介するものです。
今月は、「足腰の強い農業の実現に向けた取り組み」の現場からお届けします。

人と農地の課題解決に向けて

農業は、私たちに食料を安定的に供給する役割に加えて、国土の保全、美しい景観の形成、伝統文化の継承など、私たちの暮らしに重要な役割を担っています。上毛町においても土地利用の主要部分は農地が占め、米・麦・大豆を中心とした農業が営まれています。しかし、昨今の日本における農業は、担い手不足や耕作放棄地の増加など厳しい状況です。

平成24年の我が国の農地面積は455万haで、昭和36年のピーク時の609万haと比較すると4分の3まで減少しています。一方、耕作放棄地は昭和60年までは約13万haと横ばいでしたが、平成2年以降急激に増加に転じ、平成22年には40万haに上り、これは滋賀県全体に匹敵する面積となっています。

販売農家数は、高齢化や後継者不足による離農などを背景に年々減少し、平成24年には前年に比べて3.7%減少し150.4万戸となっています。

担い手への農地の集積状況は、年々増加しているものの、いまだ十分とはいえず、規模拡大した担い手でもほ場は分散傾向にあります。

このように、農業者の高齢化や後継者不足といった「人」の問題と、耕作放棄地の増加といった「農地」の問題が大きな課題です。この問題を解決するためには、意欲のある担い手への農地の集積及び経営規模の拡大を促進し、農地を最大限に有効利用していく取り組みや新規就農者など新たな担い手の確保が求められています。

数字で見る上毛町の現状

農家戸数は、合併当初(平成17年)1,253戸でしたが、平成25年には1,036戸と8年間で1割近く(217戸)減少しました。こうした現状をうけ、上毛町では認定農業者の新規認定を行うなど、担い手確保に取り組んできました。平成25年度末の認定農業者数は49人で、合併時より10人増加しています。認定農業者への農地の集積率を見ると平成17年は22.9%でしたが平成25年には37.1%と14.2%アップし、認定農業者1人あたりの耕作面積も6.1haと平成17年と比較して1.5ha増えており、農地集積及び規模拡大が確実に進んでいるのがわかります。

	平成17年	平成25年
農家戸数	1,253戸	1,036戸
うち認定農業者数	39人	49人
耕作面積	928.7ha	918.7ha
うち認定農業者の耕作面積	212.4ha	340.4ha
認定農業者1人あたりの耕作面積	5.4ha	6.9ha
認定農業者への集積率	22.9%	37.1%

営農組合を法人化し積極的な経営展開を

農業の担い手には認定農業者とは別に集落営農※①を行うための営農組織(営農組合)が現在13組織あります。集落営農は、機械・施設をみんなで利用するため、無駄な投資を無くし、農業生産コストの低減が図られるなどのメリットがあります。

営農組合が集落営農を将来にわたり安定的に運営していくためには、任意団体である営農組合を法人化することが重要です。法人化することで農地の権利を取得することができ、より安定的な農地利用が可能となり、取引信用力の向上にも繋がります。平成17年は1組織のみが法人でしたが、現在は7組織の営農組合が法人化して積極的な経営展開を図っています。

次に、町の耕作放棄地は2年前と比較すると2.6ha減少しています。これは、農地・水保全管理支払交付金事業(多面的機能支払交付金事業)※②や耕作放棄地再生利用緊急対策事業※③を活用し、再生利用に取り組んだ成果といえます。

しかし現在の耕作放棄地9.2haのうち、農地として再生ができない森林化・原野化した荒廃農地が約7haあり、今後は農地が荒廃しない初期段階で新たな担い手を探すなど農地の有効利用を進めることが重要です。

※①複数の農家が集まって、機械の共同利用、作業の共同化により経営の効率化を図る取組み
※②地域で農地・農業用水や地域環境を守る取組みを支援する事業
※③荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者などが行う再生作業などの取組みを支援する事業

人・農地プランの見直し

上毛町では、人と農地の問題を一体的に解決して、持続可能な力強い農業を実現するため、地域の中心的な担い手となる農家を決め、その農家に農地を集約して経営効率を高めることなどを、地域の話し合いを通じた合意形成により決める「人・農地プラン」を平成25年3月に作成しました。(詳しくは、平成25年6月広報をご覧ください)人・農地プランで担い手として位置づけられると、青年就農給付金(経営開始型)※①、農地集積協力金※②、スーパーL資金の金利負担軽減措置※③などの支援措置を受けることができます。

このプランは作成から1年3ヶ月が経過し、新たな担い手(認定農業者)も増えました。しかし、新しい農地の貸し借りの仕組み(後述)となる「農地中間管理事業」を円滑に推進するためにも、プランを見直す必要に迫られています。見直しは、地域における農家の話し合いが基本となるため、今後は産業振興課職員が地域に出向き、説明会や農家の方々の意見をお聴きするなどしてプランを見直す計画をしています。

※①青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する給付金を給付(年間150万円)
※②人・農地プランを実現するために農地集積に協力する農業者に対する支援金
※③人・農地プランに地域の中心となる経営体と位置づけられた認定農業者については、貸付当初5年間の金利を利子助成により実質無利子化

農地の貸し借りの新しい仕組みです ～農地中間管理機構の創設～

人・農地プランの作成過程において、「信頼できる農地の中間的受け皿があると、人・農地問題の解決を進めやすくなる」との意見を踏まえて、平成26年4月から各都道府県に新たに農地中間管理機構(以下「機構」という)が設置されました。この機構は、担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるために、農地の「出し手」と「受け手」の中間的な受け皿となる組織です。

機構は、リース方式(機構が農地を借り受けて、担い手に転貸する)で事業を行うものです。その農地を有する区域の農業関係者による協議の場で取りまとめられた内容を尊重し、地域の実情に即した農地集積・集約化を推進することとなっているため、人・農地プランと連動した効果的、効率的な取り組みが求められています。

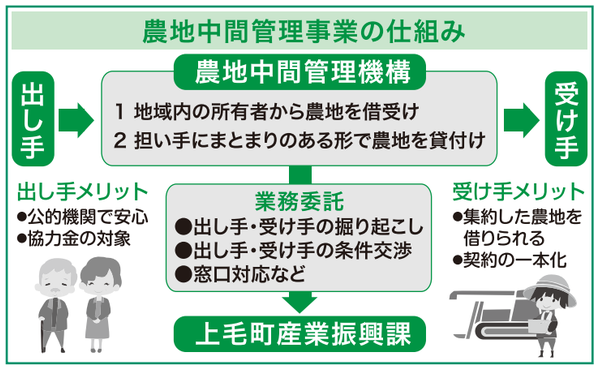

5月14日(水)、げんきの杜で担い手や農業委員などの農業関係者の方々を対象に、福岡県担当職員や農地中間管理機構の職員を招いて、事業の仕組みや貸借業務の流れ等についての説明会を開催しました。当日は68名の方が出席され、「現在農地を借りて耕作しており、所有者が機構に貸し出したいといった場合はどうなるのか」、「機構に農地を貸し出したが借り手が見つからなかったらどうなるのか」などいろいろな質問がありました。

今後、町は人・農地プランの見直しの説明会と併せてこの事業の説明を行い、担い手への農地集積・集約化を着実に進め、足腰の強い農業を目指します。

●問い合わせ先　産業振興課農政係
TEL 72-3111(内線181)

農地の出し手に対する支援

農地中間管理機構を活用することにより、農地の出し手に対して次のような支援が受けられます。

○地域集積協力金

地域・集落内の一定割合以上が機構に貸し付けられた場合、その地域に協力金を交付します。

2割～5割以下	2万円/10a
5割～8割以下	2.8万円/10a
8割超	3.6万円/10a

※27年度までの特別単価

○経営転換協力金

経営転換やリタイアする農業者、農地の相続人等が全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、機構から受け手に貸し付けられた場合に交付されます。

0.5ha以下	30万円／戸
0.5～2ha以下	50万円／戸
2ha超	70万円／戸

○耕作者集積協力金

機構の借り受け農地に隣接する農地又は2筆以上の隣接する農地について、農地の所有者や耕作者が10年以上貸し付け、かつ、機構から受け手に貸し付けられた場合に交付されます。

2万円／10a

※27年度までの特別単価